

令和 7 年度

大阪市港区役所

選挙事務補助作業（行政）会計年度任用職員

登録者募集要項

令和 7 年 3 月 1 日

大阪市港区役所総務課

大阪市港区役所では、選挙事務事業の執行が一時的に増加するなど、職員の増加を必要とする場合に勤務していただく「大阪市港区役所選挙事務補助作業（行政）会計年度任用職員」の事前登録者を募集します。

登録を希望される方は、この募集要項をご確認いただいたうえで、必要書類を大阪市港区役所総務課までご提出ください。

令和7年度中に任用を必要とする業務が生じた際に、登録いただいた方の中から条件に合う方を選考し、補助作業に従事する会計年度任用職員として採用します。

※登録されたすべての方が必ず採用されるわけではありませんのでご注意ください。

1. 業務内容

- ・期日前投票所での用紙交付事務
- ・期日前投票所での場内整理
- ・投開票所で使用する物品の準備や関係資料の作成補助業務
- ・その他、上記以外の簡易な補助作業

2. 登録資格

（1）地方公務員法第16条（欠格条項）に該当しない方

地方公務員法第16条（抜粋）

- 一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※年齢、学歴は問いません。また、この職は日本国籍を有しない方も申し込みできます。ただし、日本国籍を有しない方で、就職が制限されている在留資格の方は登録されません。

3. 任用期間

任用開始日から2か月以内（延長はありません）

4. 勤務条件等

(1) 勤務時間

1日あたり7時間45分以内、1週間あたり30時間以内

(2) 勤務場所

大阪市港区役所（大阪市港区市岡1丁目15番25号）

その他、期日前投票所の増設が行われた際は、そちらでの勤務の可能性があります。

(3) 報酬等

時間額：1,308円

日 額：9,813円（1日あたり7時間30分 週4日勤務）

7,853円（1日あたり6時間 週5日勤務）

※（注）勤務条件等は、従事する業務・期間等により異なります。

※上記報酬は令和7年3月時点のものであり、給与改定等により採用時には変更される場合があります。また、交通費は別途支給します（上限あり）。

5. 服務事項

採用された方の身分は短期間の地方公務員となるため、正規職員と同様に地方公務員法の規定が適用され、次の場合は懲戒処分の対象となります。

- (1) 地方公務員法又はこれに基づく条例などの規定に違反した場合
- (2) 職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合
- (3) 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があった場合

6. 登録の申込方法

(1) 申込方法

大阪市港区役所ホームページより次の書類をダウンロードし、必要事項をすべて記入し、封筒の表に「会計年度任用職員応募」と朱書きしたうえで、港区役所総務課へ送付もしくは持参してください。

(ア) 大阪市会計年度任用職員採用申込書（表・裏）

（選挙事務補助作業（行政）・名簿登録）…1通

※過去3か月以内に撮影した上半身、正面、脱帽の写真を必ず貼付してください。

(イ) 申し立て書…1通

※提出書類は一切お返しできません。

※申込書に記載の個人情報、補助作業に従事する会計年度任用職員採用事務以外には使用いたしません。

※上記（ア）及び（イ）の書類は大阪市港区役所総務課でお渡しすることも可能です。

※送付物の未到達事故等には責任を負いかねます。

※申込や必要書類のお渡しは次の時間のみ可能です。

〔月曜日から金曜日の9時から17時（12時15分から13時は除く）。土曜日・日曜

日・祝日及び年末年始（12月29日から1月3日）は除く〕

（2）受付期間

令和7年3月3日（月曜日）から令和8年2月27日（金曜日）

（3）名簿への登録

申込書等受領後、補助作業に従事する会計年度任用職員登録者名簿に登載されます。名簿の中から、必要に応じて選考し採用しますので、登録された方が必ず採用されるわけではありません。

（4）登録の有効期間

登録の有効期間は名簿登載時点（令和7年4月1日以降）から令和8年3月31日までとなります。

（5）登録の取消、変更、失効

他に就職が決定した等で登録を取り消される場合や、住所や連絡先を変更される場合は、必ず大阪市港区役所総務課あてご連絡ください。

※登録後、任用資格を満たさないことが判明した場合は、登録を取り消します。

7. 登録後の面接等の連絡

面接の日時や選考会場等に関する連絡は、任用する時期に合わせて申込書記載の連絡先に行います。必ず日中（概ね9時から17時の間）に連絡のつく連絡先をご記入ください。

※登録いただいても、登録期間中（名簿登載時から令和8年3月31日）にすべての方に連絡があるわけではありませんので、ご了承ください。

8. 選考方法

面接等により採用を決定します。

選考結果は受験者本人あて通知します。

9. 登録申込みと問合せ先

大阪市港区役所総務課（総務・人材育成）【港区役所6階】

〒552-8510 大阪市港区市岡1丁目15番25号

電話：06-6576-9631 担当：小山 嵐口

登録から採用までの流れ

